

泉南市 JET プログラム国際交流員等派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民又は市内の団体が実施する国際交流活動等に対して、市が JET プログラム国際交流員（以下、「CIR」という。）、スポーツ国際交流員（以下、「SEA」という。）、外国語指導助手（以下、「ALT」という。）の派遣等（以下、「派遣等」という。）を承認する場合の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 派遣等を承認する活動は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 主に市内に在住、通勤、通学又は通園する者を対象に行う活動であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 地域の国際交流活動

イ 多文化理解のための活動

ウ その他人権国際教育課長が特に認める活動

(2) おおむね5人以上の参加者を見込んで実施される活動であること。

(3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがある活動でないこと。

(4) 政治、宗教又は営利を目的として実施される活動でないこと。

(派遣場所及び日時)

第3条 CIR、SEA、ALT を派遣する区域は、市内とする。ただし、人権国際教育課長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 CIR、SEA、ALT の派遣は、招致外国青年の任用、報酬、費用弁償等に関する規則（令和2年教育委員会規則第2号）第12条の規定による勤務時間の割振が行われた時間において行うものとし、1回の派遣時間は2時間までとする。ただし、人権国際教育課長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(派遣等の申請)

第4条 派遣等を受けようとする市民又は市内の団体（以下「申請者」という。）は、派遣等を希望する日の2週間前までに、泉南市 J E T プログラム国際交流員等国際交流申込書（様式1）を人権国際教育課長に提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 休日及び勤務時間外の派遣を受けようとする申請者は、申込書の提出より先に人権国際教育課長と協議しなければならない。

(派遣等の決定)

第5条 人権国際教育課長は、前条の規定による申請があったときは、その内容、CIR、SEA、ALT の業務予定等を勘案して、所属長と協議の上、派遣等の可否を決定し、CIR を通じて申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 CIR、SEA、ALT に対する謝礼等は、不要とする。

2 活動の実施に係る交通費、会場設営費、材料費等は、申請者が負担するものとする。

(会場までの送迎)

第7条 会場までの送迎が必要な場合については、申請者が対応するものとする。

(派遣等の取消し)

第8条 人権国際教育課長は、第5条の決定通知を受けた申請者が、申請と異なる活動を行ったとき又は派遣等の目的を達成することができないと認めるときは、派遣等を取り消し、又は中断することができる。

(事故発生時の対応)

第9条 活動中又はそのための移動中に CIR、SEA、ALT に事故があったときは、直ちに本人の安全を確保するとともに、速やかに人権国際教育課長に連絡をするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、CIR、SEA、ALT の派遣等について必要な事項は、人権国際教育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。